

被災者支援ニュースレター （第11号）

復興庁被災者支援班
平成二十七年九月三十日

学校校庭にある仮設住宅 支援策を取りまとめ

学校校庭にある仮設住宅に関する支援策について、29日、竹下復興大臣が会見にて発表しました。

震災から4年半が過ぎ、それぞれの地域で仮設住宅から災害公営住宅などへの生活の場の移転が本格化しようとしています。岩手、宮城の59の学校に約4千戸余りもの仮設住宅が建てられており、子どもたちの運動機会の減少など



学校を訪問した際の竹下大臣の様子

が心配されます。被災地の将来を担う子どもたちの育成は、極めて重要な課題である一方、高齢の方を含め居住者の移転を伴うため困難な課題です。このため、関係自治体との意見交換や関係府省との調整を行い、支援策を取りまとめ、29日付けで自治体へ連絡しました。

被災地の中には、入居者の方々の理解の促進や住宅再建の支援に取り組みつつ、校庭仮設を優先する方針を示して対応を進めているところもあり、こうした事例も参考にしつつ、今回の支援策の活用により、子どもたちが健やかに成長できる環境を少しでも早く整えていければと考えています。

被災者の方々にとっての「復興」とは

復興副大臣 長島 忠美

支援者の方々の日頃から被災者支援の取組に心より敬意を表し、復興副大臣として感謝申し上げます。東日本大震災から4年半

が過ぎました。まだ避難生活が続いている方々も多くおられますが、それぞれの地域で「復興」の歩みが見られるようになっていきます。インフラや住宅などの整備が進む中、そこに住む主役である、被災者の方々にとって



の「復興」とは一体どういうものなのか、そして、被災者の方々への支援はどうあるべきか、考えていかなければなりません。「復興」と一言でいっても、今回の震災は未曾有のもので、被害の大きさや面積も甚大です。福島は、地震・津波の被害にとどまりません。そのため、被災者の方々の避難生活も広範かつ長期化し、多様化しています。

ただ、被災者支援の基本は、被災された方々に、まず「負けないんだ」「乗り越えていくんだ」という気持ちを持つていただくこと、次に「乗り越えたんだ」という自信に繋がっていくこと、そして、将来のまちづくりにより自らの夢や希望を抱けるようになること、そうした自ら立ち上がるうとする気持ち

平成27年9月29日

学校校庭にある仮設住宅に関する支援

復興庁
Reconstruction Agency

現状と課題

- 東日本大震災から4年半が過ぎ、今後、それぞれの地域で災害公営住宅などへの移転が本格化。仮設住宅も順次解消
- そうした中、特に、被災地の将来を担う子どもたちの育成のため、学校の校庭にある仮設住宅（校庭仮設）に対応していくことは重要な課題（校庭仮設は、岩手県7市町村31校に約2,300戸[27年8月時点]、宮城県5市町28校に約1,900戸[27年7月時点]が設置）
- このため、関係自治体との意見交換や関係府省との調整を行い、校庭仮設への対応に係る課題への支援策を取りまとめ、自治体における取組を支援していく

被災者支援の総合交付金による支援

- ①コンセンサス形成の相談体制の強化
移転者のコンセンサスを形成するため、相談員の配置や見守り等と一体となった意向確認等の強化を支援
- ②住宅再建に向けた相談
社会福祉士やファイナンシャルプランナーなどのサポートを得つつ、住宅再建に向けた方針策定の相談を支援
- ③移転先のコミュニティ形成
移転先でのコンセンサスを形成するためのコミュニティ活動及び移転者を受け入れた場合のコミュニティ活動の強化を支援
- ④見守り体制の再構築
移転先での見守り活動の再構築のため、相談員の追加的な配置を支援
- ⑤運動機器や遊具の設置
運動機会を確保するための運動機器や遊具の設置を支援
- ⑥運動支援のための指導員確保
多様な運動機会を創出するため、運動指導員の確保を支援
- ⑦意向調査を含めたコンセンサス形成への取組(検討中)
居住者への意向調査を含めた移転者のコンセンサスを形成するための取組について、28年度概算要求で検討
- ⑧仮設運動場への移動支援(検討中)
仮設運動場への移動のためのバス等の移動支援について、28年度概算要求で検討
- ⑨学校外施設への移動支援(検討中)
プールや体育館など学校外施設への移動支援について、28年度概算要求で検討

支援イメージ



災害救助法による支援

- ⑩建設仮設住宅への住替え
地域コミュニティの再生などの要件を満たすときに空き住戸への住替えが可能
- ⑪建設仮設住宅の分割解体
建設仮設住宅の解体に際しては、一括解体だけでなく、団地の一部を分けて解体するなどの分割解体も可能
- ⑫校庭の原状復旧
建設仮設住宅のある校庭については原状に復旧して返却

や力を支え、引き出していただくことだと思えます。

新潟県中越沖地震で大きな被害を受けた山古志村での復旧・復興への取組では、避難所から仮設住宅へ移つた際、配食サービスを行わない一方で、調理器具一式を全戸に揃え、自炊を始めてもらいました。また、冬の雪下ろしも、業者者に任せるのではなく、村民の方々が、話し合いのもと協力する形で村内全部の屋根をきれいにしました。こうした取組を通じ、村民の方々に、再び自



立心が芽生え始めました。地域や個人によつて置かれている状況やそこへのアプローチは様々です。甚大な被害を受けた後ですから、状況をよく踏まえる必要があります。ただ、被災者支援の基本は、被災者の方々や地域が本来持っている力を支え、引き出していただくことだと思えます。

現場では、日々困難な状況があるかと思いますが、支援者の方々ご自身のお身体も大事にしてください。今後ともご尽力をお願いします。



社会福祉士の受験資格への認定

対象者の拡大を検討へ

被災者支援の総合交付金で活動されている生活支援相談員の職歴が、社会福祉士の受験資格に必要な実務経験として認められるようになりまし。

竹下復興大臣は、9月18日の会見において、「生活支援相談員の皆さんには厳しい状況の中、様々な形で見守り等々の支援を行うなど、非常に大きな役割を果たしていたいただいています。その活動が社会福祉士という一つの国家試験の受験資格に明確につながっていく、日々被災地でやっていたいただいている



仮設住宅での相談員の
見守り活動の様子

活動が、受験資格の実務経験としてカウントされるといふことになりましと、大きな励みになると思っています。復興事業、あるいは見守り等々が完了した後、その人たちが福祉の分野で思い切り仕事ができるような国家資格を得ていただける。その可能性が大きく高まると。相談員の皆さんにとりてはまさに心の張りが出ることであると認識してあります」と、その意義を強調するとともに、「(28年度概算要求にて、見守り事業を総合交付金を拡充して一元化することにより、)総合交付金以外の財源でこれまで活躍してきた相談員の方々につきしても、一定の要件下であれば、対象としていくことについて、厚労省とも相談しながら検討してまいります」と今後の展開を述べまし。

岩手

「お散歩の会」による心と体の健康づくり

（釜石市生活応援センターの取組）

釜石市の平田地区生活応援センターでは月2回、「お散歩の会」を実施しています。生活応援センターは市内8地区に設置されています。

地域スポーツコーディネーターの指導で準備運動をした後、保健師や見守りスタッフ等と一緒に近所を「お散歩」します。仮設住宅と近隣にお住いの方々が半々でしたが、普段は災害公営住宅にお住いの方々も加わります。この日は45分程度、会話を楽しみながら歩き、心地よい汗を流しました。参加者からは、「今日はお散歩の会が無かつたら暑い仮設住宅でイライラしながら



会話を楽しみながらお散歩



木陰でひと休み

ら過ごしていた「皆に会っておしゃべりをするのが心の健康につながっている」「お散歩というところが気兼ねしないで参加できる」等の声が聴かれました。また、「サロン活動やお茶会等の行事には参加しない男性も、健康維持への関心は高く、参加する方が多い」「普段はあまり顔を合わせる機会のない地域住民との交流の場になつている」と健康、地域コミュニティの両面で効果的のようです。

秋には三陸鉄道で大船渡市まで出掛け、河川敷をお散歩する計画とのことで、参加した方々は今から楽しみにしています。

【岩手復興局参事官補佐 筑後康男】

本件に関する問合せ先：

釜石市地域づくり推進課

（電話）0193-2218711

宮城

「仮設住宅からの転居について、伴走型支援を」

（転居後の生活再建までお手伝い）（一社）パーソナルサポートセンター（仙台市）

一般社団法人パーソナルサポートセンター（PSC）は、平成23年3月、社会的困窮状態にある方を就労・自立させるため、伴走型支援による自立生活の実現を目的に設立されました。

しかし、その8日後、東日本大震災が発生。被災された方の命を守り、生活を再建し、地域で安心して暮らすことができる環境を整えるため、PSCは被災者への支援に切り替えまし。

仙台市と協働で仮設住宅約650世帯への見守り活動を開始し、絆支援員が、仙台市内のプレハブ仮設住宅等の見守りを行ってきました。絆支援員は仮設住宅を訪問し、経済面、介護の問題、子育て、精神状態など多岐にわたる悩みごとや心配ごとの相談を受け、専門機関とも連携しながら支援

を行ってきました。震災から5年目を迎え、27年8月末現在、対象世帯数は220世帯と事業開始時に比べ3割程度まで減少しています。仮設住宅に入居する多くの世帯は復興公営住宅等に転居し、新たな地域での生活をスタートしていますが、転居の目途が立たず不安を抱える世帯も存在し、主體的な住まい探しが困難な方が、住まいを確保し、将来にわたり安心して生活を送るためには、住まい探

センターでの
相談受付の様子



仮設住宅での
見守りの様子



しについて寄り添い型の支援が必要です。27年4月に仙台市と協働で「仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンター」を開所し、27年8月末現在で、75件の相談を受け付け、うち6件が民間賃貸住宅等への転居が決まりました。

住まい探しが非常に困難なのは、高齢で単身のケースです。保証人や緊急連絡先が見つからないことに加え、居室内での転倒や急病等の事故・孤独死のリスクがあるため、不動産業者や貸主から敬遠される傾向にあります。

センターでは、相談支援員

に加え、不動産事業所の開拓に特化する住まいの確保支援員を配置し、相談者の健康状態・生活状況をお伝えし、高齢者の入居に理解をいただける不動産業者の

開拓に当たっています。また、転居後に新たな環境で安心して生活を送るために、転居先の地域資源を活用し、地域との互助の醸成に留意する等、本人のニーズに応じた日常生活上の支援を行っています。

主體的な住まい探しが困難な方に寄り添い、住まいの確保に向けた相談から、個別の支援計画に基づく転居への支援や、転居後、新しい環境や生活の中で必要になる福祉サービスのコーディネート支援まで、一人ひとりが自立し、安心した生活を送れるように、丁寧な支援を実施しています。

【宮城復興局参事官 伊東博之】

本件に関する問い合わせ先：一般社団法人
パーソナルサポートセンター「PSC」

（電話）062-369-6716

（メール）sumai@personal-support.org